

関税割当制度に関する政令の一部を改正する政令（案）新旧対照条文

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
別表（第一条、第二条関係）	別表（第一条、第二条関係）	別表（第一条、第二条関係）	別表（第一条、第二条関係）
暫定法別表 第一の番号	品名	暫定法別表 第一の番号	品名
七二三・ 一 七二三・ 三二 七二三・ 三三 七二三・ 三四 七二三・ 三五 七二三・ 三九 七二三・ 五 七二三・ 六 七二三・ 九	乾燥した豆（さやを除いたものに 限るものとし、皮を除いてあるか ないか又は割つてあるかないかを問わ ない。）のうち、ひよこ豆、緑豆及び びら豆以外のもの	七二三・ 一 七二三・ 三二 七二三・ 三三 七二三・ 三四 七二三・ 三五 七二三・ 三九 七二三・ 五 七二三・ 六 七二三・ 九	同上
とうもろこしのうちコー		同上	
平成二四年	平成二四年 一〇月一日 から平成二 五年三月三 一日まで	平成二四年 四月一日か ら同年九月 三〇日まで	平成二四年
二、 九五	七、 トン	五、 トン	二、 九一

九〇	インスターチの製造に使用するもの	一〇月一日から平成二五年三月三十一日まで	三、六ト
	とうもろこしのうち関税暫定措置法施行令第三条に規定するところにより飼料用に供するもの	平成二四年四月一日から平成二五年三月三十一日まで	三五〇、 トン
	とうもろこしのうちコーンフレーク、エチルアルコール又は蒸留酒の製造に使用するもの	平成二四年一〇月一日から平成二五年三月三十一日まで	五五、四 トン
	とうもろこしのうちその他のもの	平成二四年一〇月一日から平成二五年三月三十一日まで	五七、四 トン
一一〇七・ 一〇 一一〇七・ 二〇	麦芽（いつてあるかないかを問わない。）	平成二四年一〇月一日から平成二五年三月三十一日まで	二五三、六 トン
一一〇八・ 一一 一一〇八・ 一三	でん粉（小麦でん粉を除く。）及びイヌリン並びに穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品（米、小	平成二四年一〇月一日から平成二五年三月三十一日まで	八三、五 トン

九〇		四月一日から同年九月三〇日まで	三、八ト
	同上	同上	同上
	同上	平成二四年四月一日から同年九月三〇日まで	五九、二 トン
	同上	平成二四年四月一日から同年九月三〇日まで	五九、六 トン
一一〇七・ 一〇 一一〇七・ 二〇	同上	平成二四年四月一日から同年九月三〇日まで	二八七、三 トン
一一〇八・ 一一 一一〇八・ 一三	同上	平成二四年四月一日から同年九月三〇日まで	同上

